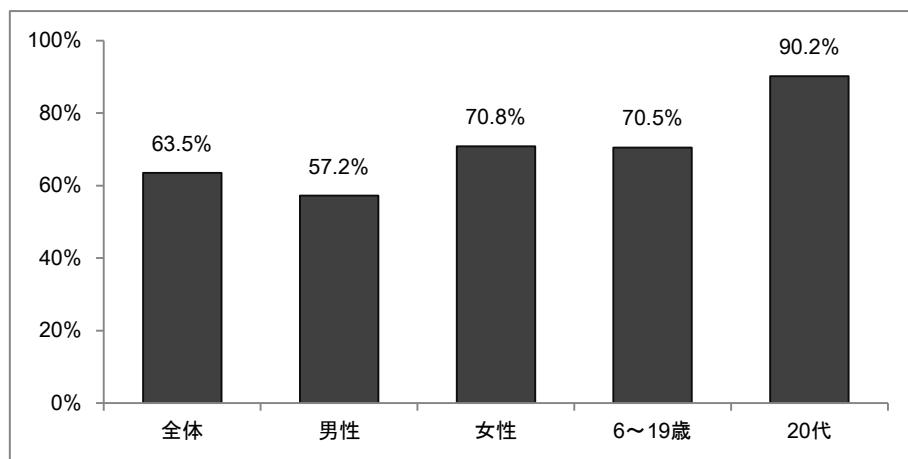


図 131 韓国のインターネット利用者のインターネットショッピングにおけるスマートフォン利用率（2012年）



出典：放送通信委員会・韓国インターネット振興院の報告書⁵⁴²をもとに作成。

(4) 青少年のインターネット利用に伴う生活等への影響

ア インターネット依存

(ア) 具体的な兆候

インターネットの急速な普及に伴い、韓国国内においてもインターネット依存（以下、韓国語の인터넷 중독（インターネット中毒）にならって、本章では例外的に「インターネット中毒」という。）について研究が進められてきたが、診断基準が海外で開発されたものであることや、研究者によってその診断基準が異なることが問題視されてきた。例えば、ある論文はインターネット中毒について以下のように規定している。

- a. インターネットの使用行為が生活で最も重要な位置を占め、インターネットだけを考えてインターネットを続けられるように努力する。また、インターネットを使用していないときは、次のインターネット使用まで無気力状態となる。
- b. インターネットを使用する時間だけは満足感と幸福感を持つ。また、インターネットを社会生活と個人及び集団との問題を解決するための主体として利用する。
- c. インターネットの利用によるある種の快感が持続するよう使用時間を徐々に拡大する。

⁵⁴² 放送通信委員会・韓国インターネット振興院『2012年インターネット利用実態調査要約報告書』2012年12月、18頁。
<http://isis.kisa.or.kr/board/index.jsp?pageId=040000&bbsId=7&itemId=788&pageIndex=2>

- d. インターネットの使用を中止したり減らしたりした場合に、不快感、不安、憂鬱、不眠などの精神医学的症状が現れる。
- e. インターネットを使用する他の使用者との関係のみを持続する場合、社会化が遅れたり、歪んだりする可能性がある。
- f. インターネット使用者が使用を調節した後にも、同様の形態に再発する可能性がある。

このようなインターネット中毒者には、特に成績の低下、対人関係の対立の助長、自己統制力の減少、両極性障害、アンガーやマネジメントの未熟、強迫症などが現れることがある⁵⁴³。

2013年9月23日に施行された青少年保護法（法律第11673号）においては、インターネットコンテンツ中のオンラインゲームに限定して中毒を定義しており、条文中に「インターネットゲームの過度な利用によりオンラインゲーム利用者が日常生活において容易に回復できない身体的・精神的・社会的機能損傷を負うこと」を「オンラインゲーム中毒」と規定している。

（イ）対処法

青少年保護法第26条は、オンラインゲーム提供業者が16歳未満の青少年に午前0時～午前6時のオンラインゲームを提供することを違法とし、深夜時間帯のインターネットゲームの提供を制限している。

インターネット中毒に関して、2013年に法的に大きな変化が見られた。「インターネット問題に効果的に対応するためにインターネット中毒の予防などに必要な措置を取った情報通信サービスに対する認証制度を導入し、国家や地方自治団体がインターネット依存に関する相談と治療などのためにインターネット中毒対応センターを設置・運営できるように」することを改正理由として、「国家情報化基本法（국가정보화 기본법）」が一部改正された（法律第11764号、2013年5月22日一部改正、2013年11月23日施行）⁵⁴⁴。

同改正は、従来は第30条において定められていた「インターネット等の過度の利用に

⁵⁴³ キム・ヒヨンス「青少年のインターネット中毒と解決方案に関する考察」『韓国中毒犯罪学会報』2巻1号、2012年、75～76頁。
http://www.riss.kr/search/detail/DetailView.do?p_mat_type=1a0202e37d52c72d&control_no=0f1ebfe56e18adbaffe0bcd3ef48d419

⁵⁴⁴ 「国家情報基本法（국가정보화 기본법）」（法律第11764号）：
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsSeq=140203&lsId=000028&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR#0000>

よって、利用者が、身体・精神・社会的に回復し難い機能障害をきたすこと」というインターネット中毒の定義を第3条第9号に移したほか、第30条の内容を変更するとともに、第30条の2から第30条の8までを新設した。その主な内容は次のようなものである⁵⁴⁵。

- a. 未来創造科学部長官は3年ごとにインターネット中毒の予防及び解消のための総合計画を確立し、未来創造科学部長官と関係中央行政機関の長は毎年総合計画に従ってインターネット中毒の予防及び解消のための推進計画を確立して施行する。
- b. 未来創造科学部長官は、インターネット中毒の予防及び解消に必要な措置のための情報通信サービスについて認証し、その認証を受けた情報通信サービス提供者は該当情報通信サービス提供の際に認証の表示としてグリーンインターネット認証マークを表示することができるようとする。
- c. 国家や地方自治団体はインターネット中毒者への相談と治療などのためにインターネット中毒対応センターを設置・運営し、国家、地方自治団体及び各級学校の長などはインターネット中毒の予防と解消のために教育を行う。

ゲーム規制に対する世論は賛成派と反対派が拮抗しており、論争中である。青少年がゲーム規制に反対する一方、親は規制に賛成しているため、医学界は「ゲーム中毒」についての結論を留保している。概略的に見るならば、ゲームへの過度の没頭についての副作用を認めているが、これを規制するための法案は現実性に欠け、産業全体を滅ぼすほどに過度なものであるという雰囲気が支配的である。最近では、女性家族部は、シャットダウン制に実効性がないという点を認めつつも、中毒問題の解決が至急であることから豊富な研究を通じて青少年保護のための自律的なゲーム規制法案が必要であると述べた⁵⁴⁶。

2013年12月19日に韓国インターネット企業協会⁵⁴⁷は、インターネット環境における青少年政策の改善を図るため、チェ・ミンヒ（최민희）国会議員と共同で国会議員会館において「インターネット環境と青少年政策改善のためのセミナー」を開催した⁵⁴⁸。専門家たちは、インターネット環境における青少年の保護を法のみで強制することは難しいという立場を表明し、青少年の余暇を善用するための機会の準備と能動的戦略の重要

⁵⁴⁵ 「国家情報基本法（국가정보화 기본법）」（法律第11688号）：
<http://www.law.go.kr/lslInfoP.do?lslSeq=136553&efYd=20130323#0000>

⁵⁴⁶ 「青少年保護のための『規制』の必要性に共感：社会的合意が突破口」『ファイナンシャルニュース』2013年12月23日。
http://www.fnnews.com/view?ra=Sent0901m_View&corp=fnnews&arcid=201312230100238320012637&cDateYear=2013&cDateMonth=12&cDateDay=22

⁵⁴⁷ 韓国インターネット協会：<http://www.kinternet.org>

⁵⁴⁸ minheeTALK（チェ・ミンヒ議員のブログ）「『インターネット環境と青少年政策の改善のためのセミナー』開催」、2013年12月17日。<http://minheetalk.net/3154>

性を述べた。また、無条件の規制ではなく、青少年に選択権を与える方向で政策が改善されなければならないという主張もなされた。政策の解釈の恣意的拡大を警戒し、有害物を明確に定義することを訴える声もあった⁵⁴⁹。

イ スマートフォン依存

(ア) 具体的な兆候

韓国では近年スマートフォンが急速に普及したことから、スマートフォン依存が社会的問題として注目されている。

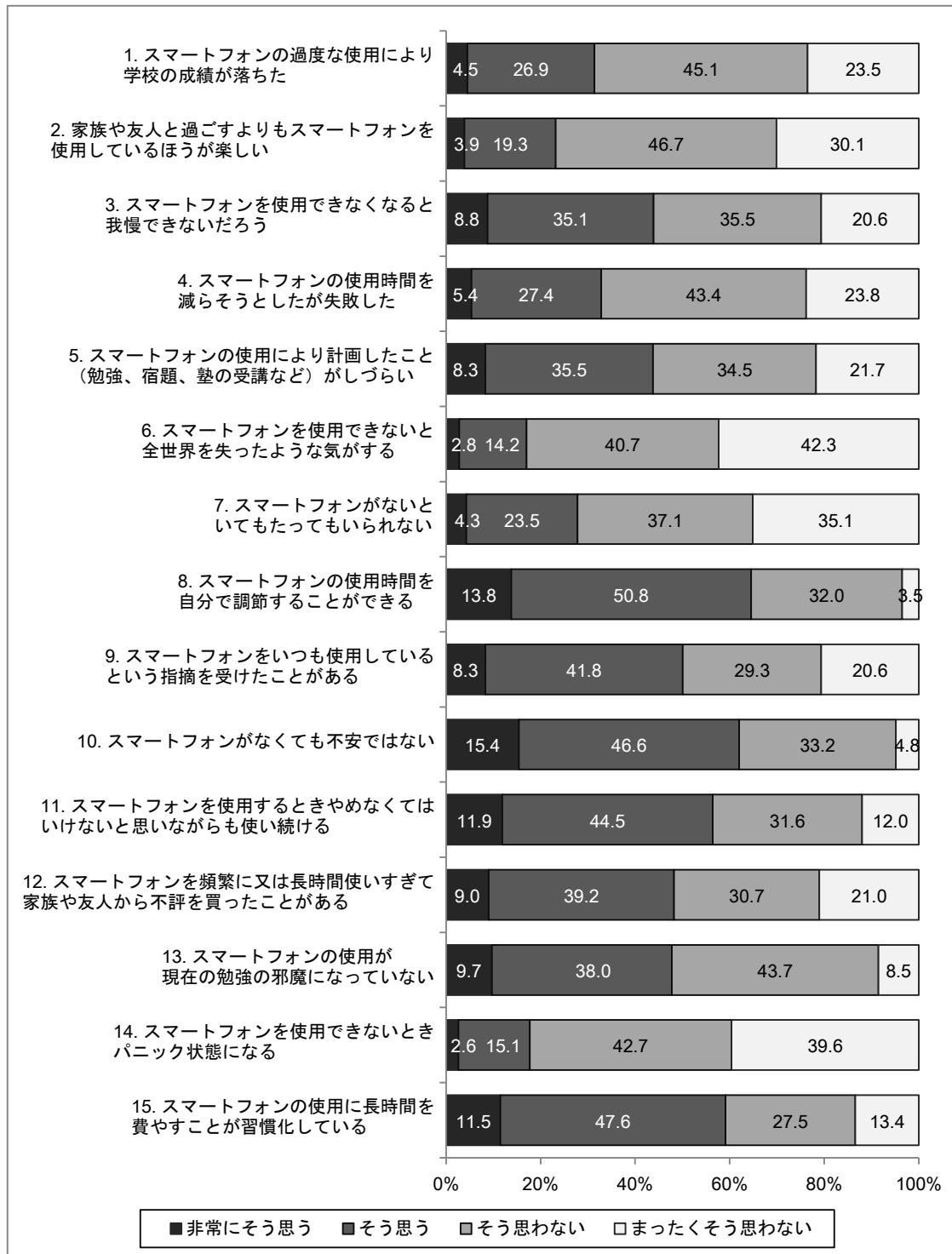
スマートフォンを利用する3,000人の中学生・高校生を対象に実施したアンケート調査によると、全回答者の64.6%は「スマートフォンの使用時間を自ら調節することができる」と答えている。一方で、回答者の59.1%はスマートフォンの使用に長時間を費やすことが習慣化していると答えている。また、回答者のほぼ半数(50.1%)はスマートフォンをいつも使用していると指摘されたことがあり、回答者の43.8%はスマートフォンを使用したため勉強や宿題がやりにくくないと答えている。そして、回答者の3人に1人(32.8%)はスマートフォンの使用時間を減らそうと試みたが失敗したと答えている。さらに、回答者の43.9%はスマートフォンを使用することができなくなれば我慢できないという反応を示している(図132参照)。

(イ) 対処法

スマートフォン依存率が高まるにつれて、スマートフォンの使用時間を長引かせるようなアプリケーションを遮断する、監視サービス(モニタリングサービス)が増加してきている。最近では、スマートフォンの使用時間と内訳を確認しつつ、過度の使用を調節することができるサービス等が人気を得ている(後述)。

⁵⁴⁹ 「インターネット青少年保護、法で強制することは困難：能動的戦略が重要」『デジタルデイリー』2013年12月19日。<http://www.ddaily.co.kr/news/article.html?no=112314>

図132 韓国のスマートフォンを利用する中学生・高校生の状況（2013年）



出典：韓国青少年政策研究院・育児政策研究所の報告書⁵⁵⁰をもとに作成。

⁵⁵⁰ イ・チャンホ「児童・青少年のスマートフォン中毒の実態」韓国青少年政策研究院・育児政策研究所『乳幼児及び児童・青少年のスマートフォン中毒予防のための政策』2013年11月18日、46頁。
http://www.nypi.re.kr/paper/seminar_view.np?s_idx=325

(5) インターネット上のウェブサイトを利用して児童買春等の犯罪被害に遭った青少年の数・実態

一部の青少年が自分の裸を撮影した、いわゆる「モムサ（몹사；ヌード画像）」や「モムヨンサン（몹 영상；ヌード動画）」をスマートフォンのカカオトークなどのモバイルメッセンジャーを通じて売買する事件が頻繁に起こっている。また、一部の青少年はこのような画像・動画を教室やオンラインカフェ等で交換しながら収集・販売しているとする。このようなわいせつ画像等の売買は、売買春や性犯罪などの二次犯罪につながる可能性が高く、深刻な問題となっている⁵⁵¹。

実際に「モムサ」や「モムヨンサン」をインターネット上にアップロードして流布させた多数の青少年が補導されている。例えば、忠南警察庁は2013年3～10月に取締りを行い、児童・青少年利用わいせつ物を共有・配布した青少年93人を摘発した。放送通信審議委員会によると、2013年の全裸等のわいせつ物関連是正要求件数は、2012年の250件から4,068件（11月現在）と16倍以上に激増した⁵⁵²。

女性家族部の2013年11月12日の報道資料によると、2012年度は1,675人の性犯罪者の身上情報が登録されていた。性犯罪類型別に分析したところ、強制わいせつが55.9%（936人）と最も多く、次いで強姦38.8%（650人）、売買春の強要・斡旋、売買春、わいせつ物の制作の順であった。また、強姦被害者が犯罪者と知り合うようになった経路としては、インターネットのチャットを通じて知り合った比率が全体の18.6%であった（表48参照）。これは前年度の21%に比べ、小幅ではあるが減少している⁵⁵³。

表48 韓国においてインターネットのチャットを通じて知り合いになった人による性犯罪の件数（2012年）

犯罪類型		合計			
強姦		強制わいせつ			
129件	18.6%	42件	3.6%	171件	9.1%

出典：女性家族部の報道資料⁵⁵⁴をもとに作成。

⁵⁵¹ 「スマートフォンで自分の『服を脱いだ写真』の販売が盛行」『ニュース』2013年8月12日。
http://www.newsis.com/ar_detail/view.html?ar_id=NISX20130811_0012282192&cID=10201&pID=10200

⁵⁵² 「別れの言葉に全裸写真流布：恐ろしい10代」『韓国日報』、2013年12月13日。
<http://news.hankooki.com/lpage/society/201312/h2013121303340421950.htm>

忠南警察庁「児童・青少年わいせつ物流布 大量検挙」2013年10月28日。
http://www.cnpolice.go.kr/2014/main.php?mxPn=3_2&kz=%EF%BF%BD%EF%BF%BD%EF%BF%BD%EF%BF%BD%C3%BB&kf1=sub&kf2&kw&bo=notify2&p=1&ku=10284&mo=v

⁵⁵³ 女性家族部『2012年度児童・青少年対象性犯罪動向分析—2011年の身上情報登録対象者を中心にして』2012年12月、30頁。
http://www.mogef.go.kr/files/directDownload/20131206_9.pdf

⁵⁵⁴ 女性家族部『報道資料』2013年11月12日、1頁。
http://www.mogef.go.kr/korea/view/news/news03_01.jsp?func=view¤tPage=9&key_type=&key=&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=693209

このような状況を受け、ソウル市は売買春などの危機に瀕している10代女性を対象にヌルプルン女性支援センターを運営している。主な事業は10代女性を対象にした性教育、アカデミーや情報資料室及び自立学校の運営などである⁵⁵⁵。

(6) 青少年の間のネットいじめ

2013年に韓国青少年政策研究院が発表した『スマートフォン拡散に伴う青少年保護対策研究』報告書によると、調査対象である全国の中高生3,000人中の6.2%が、スマートフォンを通じていじめ被害に遭ったことがあると答えた⁵⁵⁶。

具体的には、グループでカカオトークルームを作り、いじめの対象となる学生を招待して数名が同時にひどい悪口を浴びせた事例や、学生数人がソーシャルメディアで特定の学生を話題に挙げて中傷した事例が多いとされ⁵⁵⁷、そのほかにも、被害学生のおかしな姿を撮影してインターネットに公開したり、虚偽の情報をインターネット上に上げて名誉毀損に至ったりする場合もあるという⁵⁵⁸。

教育科学技術部が2012年に実施した「校内暴力実態全数調査」によると、全回答者の12.3%が、過去1年間に校内暴力を経験しており、そのうち被害者の13.3%がインターネットやスマートフォンを利用した悪口、誹謗及び集団いじめを受けていた(表49参照)。

⁵⁵⁵ ソウル特別市希望ソウルウェブサイト：<http://woman.seoul.go.kr/archives/7057>

⁵⁵⁶ イ・チャンホ、キム・ギヨンヒ、ジャン・サンア『スマートフォン拡散に伴う青少年保護対策研究報告書』2013年12月30日、iii頁。http://www.nypi.re.kr/paper/view.np?y_idx=419

⁵⁵⁷ 「カカオトークルームに呼んで集団で悪口…スマートフォンいじめ「サイバーブリング」」『ハンギョレ』、2014年1月7日。http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/618797.html

⁵⁵⁸ 「カカオトークいじめ、Wi-Fiで…お母さんたちは知らない新種の学校暴力の実体」『レディ京郷』、2013年9月号。<http://lady.khan.co.kr/khlady.html?mode=view&code=13&artid=201309041639361&pt=nv>

表49 韓国における校内暴力の経験の有無及び区分（2012年）

区分		校内暴力を受けたことがある						校内暴力を受けたことがない	わからな い・ 無回答
		脅迫 ・ 悪口	インター ネットを 通じた悪 口、誹謗、 集団いじ め	窃盗	殴打 ・ 監禁	強制的な 使い走り などのい やがらせ	性的いや がらせ		
回答者 全体に 占める 比率	件数	111,725 件	39,104 件	37,707 件	30,724 件	20,948 件	15,362 件	1,080,942 件	143,846 件
	比率	8.0%	2.8%	2.7%	2.2%	1.5%	1.1%	77.4%	10.3%
	被害件数に 占める比率	37.9	13.3	12.8	10.4	7.1	5.2	—	—

出典：韓国青少年政策研究所の報告書⁵⁵⁹をもとに作成。

（7）青少年の個人情報保護

2013年3月23日に改正された「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第23条2項及び附則第2条は、インターネット上において住民登録番号（주민등록번호）を収集して利用することを禁止している。また、利用者の住民登録情報を保持しているインターネット事業者は、保持している住民登録番号を2年以内にすべて破棄しなければならないと規定された。

親の住民登録番号を無断で使用して青少年有害媒体物に接近する青少年が多いため、今回の法改正は有害媒体物からの青少年の保護という面では効果がないであろうと専門家は指摘している⁵⁶⁰。

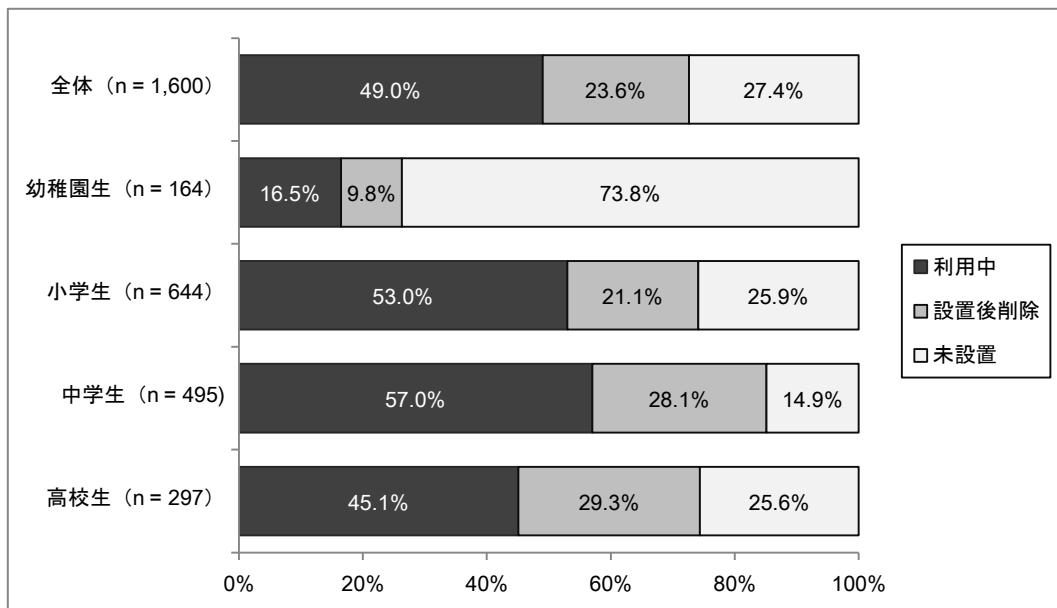
（8）青少年のインターネット利用の際のフィルタリング利用率

幼稚園生から高校生までの学齢の子供を持つ保護者1,600人に対する2012年のアンケート調査によると、49%の保護者がフィルタリングソフトウェアを利用していた（図133参照）。

⁵⁵⁹ イ・チャンホ、ソン・ユンスク、ジョン・ナグォン『青少年ソーシャルメディア利用実態研究』2012年12月26日、49頁。http://www.nypi.re.kr/paper/view.np?y_idx=365

⁵⁶⁰ 「インターネット業者の住民登録番号収集を禁止したが」『チャムセサン』2013年2月20日：<http://www.newschan.net/news/view.php?board=news&nid=69403>

図133 韓国におけるフィルタリングソフトウェアの学齢別利用率（2012年）



出典：『メディアと教育』第2巻第1号（2012年）⁵⁶¹をもとに作成。

（9）青少年のインターネット利用に関する親子間の話し合い並びにルール設定の有無及び内容

本調査では、この件に関する2011年以降の資料は見当たらなかった。

2013年11月19日に、女性家族部は韓国青少年相談福祉開発院とともに、「スマートメディアと危険社会」というテーマでフォーラムを開催した。同フォーラムにおいて、「青少年のスマートフォン中毒父母教育フォーラム」「青少年のスマートフォン中毒治療マニュアル」などと題したマニュアルを開発することが発表された。子供の自己調節能力を高めさせようとする親の態度を涵養することを目標としており、子供のスマートフォン使用を効率的に指導できる介入戦略を準備するというのがプログラムの開発骨子である⁵⁶²。

⁵⁶¹ ヨ・ヒョンチョル「インターネットフィルタリング SW 及び学年別該当保護者利用実態研究」『メディアと教育』2巻1号、2012年、107頁。

⁵⁶² 女性家族部「青少年スマートフォン中毒相談・治療対策の模索」、2013年11月18日。
http://www.mogef.go.kr/korea/view/news/news03_01.jsp?func=view¤tPage=7&key_type=&key=&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=693226